

観光事業者の経営力強化支援事業（コンサルタント等の活用）実施要綱

3 産 労 観 受 第 1 5 号
令和 3 年 6 月 1 5 日

（目的）

第1条 この要綱は、新型コロナウイルスにより大きな影響を受けた観光事業者が取り組む、経営戦略の見直しや経営改善等を行う際、経営コンサルタント等が行う支援に対し、経費の一部を補助する「観光事業者の経営力強化支援事業（コンサルタント等の活用）（以下「本事業」という。）」の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 観光事業者とは、東京都内に登記簿上の本店又は支店を有し、東京都内で旅行者向けに宿泊業、飲食業、小売業、旅行業等を営む中小企業者（個人事業主を含む）をいう。
- (2) 中小企業とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者であって、大企業が実質的に経営に参画していない者とする。大企業が実質的に経営に参画するとは、次に掲げる事項に該当する場合をいう。
 - ア 大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資している場合
 - イ 大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している場合
 - ウ 役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務している場合
 - エ その他大企業が実質的に経営に参画していると考えられる場合

（支援の対象者）

第3条 本事業の支援対象者は、観光事業者とする。

なお、観光事業者は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 東京都内において、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けて、同法第2条第2項又は第3項の営業を行っている宿泊事業者
- (2) 東京都内において、食品衛生法（昭和22年法律第233号）で定める飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けて、営業を行っている飲食事業者
- (3) 東京都内において販売場を設け、営業を行っている小売事業者

- (4) 東京都内において主たる営業所を置きかつ旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定に基づく登録を受けて、営業を行っている旅行事業者
- (5) その他都内において、旅行者向けにサービス開発・提供や商品開発・製造・販売などを行っている事業者

2 次に該当する者はこの要綱に基づく支援の対象としない。

- (1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 法人その他の団体の代表者、役員、使用人、その他の従業員若しくは構成員、又は個人で申請する場合はその個人に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）に該当する者があるもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する「風俗営業」、同条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」、同条第6項に規定する「店舗型性風俗特殊営業」、同条第11項に規定する「特定遊興飲食店営業」、同条第13項に規定する「接客業務受託営業」を行っているもの及びこれに類するもの
- (4) 過去5年以内に刑事法令による罰則の適用を受けているもの（法人その他の団体にあつては代表者も含む。）
- (5) 民事再生法（平成11年法律第255号）、会社更生法（平成14年法律第154号）、破産法（平成16年法律第75号）に基づく申立・手続中（再生計画等認可後は除く。）、又は私的整理手続中など、事業の継続性について不確実な状況が存在しているもの
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体等

（支援の対象事業）

第4条 前条に定める者がコンサルタント等の外部専門家を活用して、経営戦略の見直しや経営改善を行う取組等を支援対象とする。

2 前項の事業に対する支援期間は、交付決定の日から令和4年2月28日までの期間に実施した事業とする。

（公募）

第5条 知事は、本事業の支援の対象となる観光事業者を公募する。

2 前項の公募に応じる申請者は、別に定める事業の概要等を記載し書面（以下「事業計画書」という。）を東京都に提出するものとする。

（審査）

第6条 知事は、前条による事業計画書の提出があった中から、別に定める審査会による審査に諮った上、適正と認められ事業を提案した申請者を支援の対象として決定する。

2 知事は、前項の決定に際して、必要な条件を付することができる。

3 その他審査及び決定に必要な事項は、別に定める。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月15日から施行する。